

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年11月18日 05時30分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市古志岐島西岸の浅礁 古志岐島灯台から真方位355° 110m付近 (概位 北緯33° 18.2′ 東経129° 10.2′)
事故の概要	漁船32奈々丸は、南東進中、浅礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年4月11日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 32奈々丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-23492、株式会社はまだ漁業
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	バルバスバウに圧壊、右舷船首部外板に破口、船底外板に亀裂を伴う 擦過傷等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風速 約7m/s、視界 不良 海象：波高 約1.5m、波向 北西、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか9人が乗り組み、まき網漁の操業を終え、船長が単独の船橋当直につき、佐世保市神崎漁港に向けて同市宇久島北方沖を自動操舵により約9ノットの対地速力で南東進した。</p> <p>本船は、船長が、疲れを感じている状態で古志岐島灯台を船首目標として椅子に腰を掛けて航行していたところ、いつしか居眠りに陥り、古志岐島西岸の浅礁に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.0m、船尾約2.3mであった。</p> <p>他の乗組員は、本事故当時、全員が船室で就寝していた。</p> <p>船長は、本事故前の3日間時化で出漁できず、久しぶりの操業で身体が慣れていないこともあって少し疲れを感じていたため、居眠りに陥ったのかもしれないと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、宇久島北方沖を南東進中、単独で船橋当直についていた船長が居眠りに陥ったことから、自動操舵の目標としていた古志岐島灯台に向けて航行を続け、古志岐島西岸の浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、自動操舵で航行していたこと、久しぶりの操業で疲れを感じていたこと、及び椅子に腰を掛けて楽な姿勢で見張りを行っていたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、本船が、宇久島北方沖を南東進中、単独で船橋当直についていた船長が居眠りに陥ったため、自動操舵の目標としてい

	<p>た古志岐島灯台に向けて航行を続け、古志岐島西岸の浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 単独で船橋当直中に疲れを感じた際には、乗組員と当直を交替するか、椅子から立ち上がって身体を動かしたり、外気に当たったりするなど、居眠り運航の防止措置を講じること。